令和　　　年度分　営業等・不動産所得収支内訳書

住所	松山市	フリガナ	
		氏名	

営業等所得・不動産所得がある方は申告書に添付して提出してください。

【営業等所得・不動産所得及び必要経費の説明】

①	売上（収入）金額	代金の未収入分、雑収入、リベート、自家消費した商品も含みます。
②	期首たな卸高	前年１月１日現在の商品（製品）
③	仕入金額	商品（製品）原材料の仕入れ金額、代金未払分も含みます。
④	期末たな卸高	前年１２月３１日現在の商品（製品）
⑥	租税公課	固定資産税、事業税、自動車税、組合費、商工会費など （所得税、住民税は含まれません。）
⑦	荷作運賃	販売商品（製品）の運搬費用
⑧	水道光熱費	事業用として使用した水道、電気、ガス、その他
⑨	旅費交通費 通信費	販売、集金などの商用のための交通費、宿泊料など 事業用として使用した電話料、はがき代など
⑩	広告宣伝費	新聞折り込み、タオル、カレンダー、福引券などの費用
⑪	接待交際費	事業用に使った飲食、事業のための中元、歳暮など
⑫	損害保険料	事業用資産の火災保険料、事業用の自動車保険料など
⑬	修繕費	事業用の建物、自動車、機械などの修理代
⑭	消耗品費	事務用品、包装紙、事業用の自動車油代など
⑮	減価償却費	事業用の建物、自動車、機械などの償却
⑯	福利厚生費	従業員の慰安、保健、衛生などの支払った費用
⑰	雑費	事業上の費用で上記経費科目以外の経費
⑲	雇人費	従業員の給料、賃金、手当、賞与など
⑳	地代家賃	事業用の土地、建物を借用した地代、家賃
㉑	借入金利子	事業のための借入金の利子や手形割引料
㉓	専従者控除額	生計を一にする親族でもっぱら事業に従事している場合 ※申告書裏面１１に記入欄があります。

【営業等所得の計算】

売上（収入）金額 （雑収入・自家消費も含みます。）		①	円
売上原価	期首たな卸高	②	
	仕入金額	③	
	期末たな卸高	④	
	小計（②＋③－④）	⑤	
必要経費（事業に要した金額を記入してください。）	租税公課	⑥	
	荷作運賃	⑦	
	水道光熱費	⑧	
	旅費通信費	⑨	
	広告宣伝費	⑩	
	接待交際費	⑪	
	損害保険料	⑫	
	修繕費	⑬	
	消耗品費	⑭	
	減価償却費	⑮	
	福利厚生費	⑯	
	雑費	⑰	
	小計（⑥から⑰）	⑱	
標準外経費	雇人費	⑲	
	地代家賃	⑳	
	借入金利子	㉑	
合計（⑤＋⑱＋⑲＋⑳＋㉑）		㉒	
専従者控除額		㉓	
青色申告特別控除		㉔	
所得金額（①－㉒－㉓－㉔）		㉕	

①→申告書のア欄に転記

㉕→申告書の①欄に転記

㉓→申告書裏面１１に記入欄があります。

【不動産所得の計算】

前年中に不動産の貸付けによる収入があった方は、右欄に記入してください。

家賃収入 地代収入	前年中に収入することの確定した金額を記入してください。
権利金	貸付けによる資産の引渡しを要するものはその引渡しの日、引渡しを要しないものは、その契約の効力発生の日で収入金額に計上してください。

	物件所在地	借受人氏名・名称	種目	期間	金額
収入金額				月	円
	計　①				
必要経費	固定資産税				円
	火災保険料				
	修繕費				
	雇人（管理人）費				
	借入金利子				
	減価償却費				
	雑費				
	計　②				
専従者控除額　③					
青色申告特別控除　④					
所得金額（①－②－③－④）					

①→申告書のウ欄に転記

③→申告書裏面１１に記入欄があります。

所得金額→申告書の③欄に転記

雇人費の内訳・減価償却費は裏面にあります。

【雇人費の内訳】

住所・氏名	生年月日	日数	支給額 現金	支給額 現物	支給額 合計
		延べ　日	円	円	円
その他（　　　人分）					
計					⑲

【減価償却費の内訳】

減価償却資産の名称等（繰延資産含む）	面積又は数量	取得年月	(イ) 取得価格	(ロ) 償却の基礎になる金額	償却方法	耐用年数	(ハ) 償却率	(ニ) 令和　年中の償却期間	(ホ) 令和　年分の償却費【(ロ)×(ハ)×(ニ)】	(ヘ) 事業専用割合	令和　年必要経費算入額【(ホ)×(ヘ)】	未償却残高（期末残高）
		年　月 ・	円	円		年		月 / 12	円	%	円	円
		・						月 / 12				
		・						月 / 12				
		・						月 / 12				

（注）使用可能期間が１年未満であるものや、取得価額が10万円未満であるものについては、減価償却費の計算によることなくその年の必要経費に算入します。
取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産については、通常の償却費に代えて選択により「年分ごとに一括して3年間で均等償却」することができます。

専従者氏名	続柄	専従者控除

主な資産の耐用年数と償却率（定額法）

資産の種類			耐用年数
建物	木造又は合成樹脂	事務所用	24
		店舗用 住宅用	22
		飲食店用	20
		工場用 倉庫用	15
	金属造のもの 肉厚が4mm超	事務所用	38
		店舗用 住宅用	34
	金属造のもの 肉厚が3mm超4mm以下	事務所用	30
		店舗用 住宅用	27
車両・運搬具	二輪		3
	小型車（660cc以下のもの）		4
	貨物自動車（ダンプ式のもの）		4
	〃（その他のもの）		5
	自転車		2
器具・備品	事務机、事務いす及びキャビネット 主として金属製のもの		15
	その他のもの		8
	応接セット 接客業用のもの		5
	その他のもの		8
	陳列だな及び陳列ケース 冷凍機付き又は冷蔵庫付きのもの		6
	その他のもの		8

※平成１９年４月以降の減価償却は新しい償却率で計算してください。

資産の種類		耐用年数
器具・備品	その他の家具 接客業用のもの	5
	カーテン、座布団、寝具、丹前、その他これらに類する繊維製品	3
	ラジオ、テレビジョン、テープレコーダー、その他の音響機器	5
	冷房用、暖房用機器	6
	電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器	6
	複写機、計算機（電子計算機を除く。）金銭登録機、タイムレコーダーその他これらに類するもの	5
	その他の事務機器	5
	テレタイプライター及びファクシミリ	5
	電子計算機（パソコン）	4

償却率 年数	新	旧
2	0.500	0.500
3	0.334	0.333
4	0.250	0.250
5	0.200	0.200
6	0.167	0.166
8	0.125	0.125
15	0.067	0.066
20	0.050	0.050
22	0.046	0.046
24	0.042	0.042
27	0.038	0.037
30	0.034	0.034
34	0.030	0.030
38	0.027	0.027